

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 8件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年4月から41年3月まで

申立期間の①及び②の国民年金保険料については、自営業を営む近所同士数軒で、隣組の納税組合を作り、A市へ納めるべき市民税等と合わせて、この納税組合で取りまとめ同市へ納めた。私はお金を日掛けし、組合長さんに毎日のように届けていた。

私が所属していた納税組合の組合員は全員亡くなっているため、納税組合に関する詳細は確認できず、いつまで納税組合を通じて国民年金保険料を納付していたのか等は憶えていない。

私は昭和38年12月に結婚し、結婚後は妻の国民年金保険料と共に私の同保険料も納税組合を通じて納付しており、申立期間の①及び②における妻の同保険料は納付済みとなっているのだが、妻は自身の分も含め同保険料の納付について関与していないにもかかわらず、私の分のみが未納であることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の②のうち昭和40年4月から41年3月までの期間については、A市が保管する申立人の妻に係る国民年金被保険者名簿によれば、当該期間の妻の国民年金保険料は42年5月8日付けで過年度に一括納付されていることが確認でき、妻は同保険料の納付には関与していないとされていることから、申立人が自身の分と共に納付したと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間の①及び②のうち昭和38年4月から40年3月までの期間については、次の理由により、国民年金保険料を納付していたとは考え

難い。

- (1) A市が保管する夫婦に係る国民年金被保険者名簿から、夫婦の国民年金保険料は昭和 42 年度から 63 年度まで納期内の同日に納付されていることが確認できること、及び同名簿の表面には「組合」及び「前納」の押印があり、夫婦が所属していた納税組合は同保険料を「前納」していた期間があると考えられ、同名簿及び社会保険事務所が保管する夫婦に係るマイクロフィルムの国民年金被保険者台帳によれば、42 年度から 48 年度までの夫婦の同保険料は前納されていることが確認できることから、夫婦が所属していた納税組合が同保険料の納付を開始した時期は、42 年度以降であると推測され、申立期間の①及び②の同保険料の納付については納税組合を通じてのものではなかったと考えられること。
 - (2) 申立期間の①及び申立期間の②のうち昭和 38 年度について、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の裏面の検認台紙欄によれば、36 年度から 38 年度までの同欄には「検認台紙切離」との押印があり、36 年度の分の検認台紙切離の時期は記載されていないが、国民年金保険料が納付済みの 37 年度の欄には納付日と同じ日の「38. 1. 31」、未納である 38 年度の欄には「41. 9. 26」との記載があることから、同市では、納付済みの 37 年度については納付日と同日に国民年金手帳の検認台紙を切り離したが、36 年度及び 38 年度については、同保険料が未納のまま納付期限を経過し時効となった後に同手帳の検認台紙を切り離したものと考えられること。
 - (3) 申立期間の②のうち昭和 39 年度について、夫婦の結婚後昭和 39 年 1 月から同年 3 月までの申立人の妻の国民年金保険料は、A市が保管する妻に係る国民年金被保険者名簿から次年度の 40 年 8 月 19 日付けで過年度納付されていることが確認できるものの、社会保険事務所が保管する申立人の母親に係るマイクロフィルムの国民年金被保険者台帳によれば、同居していた母親の昭和 39 年度の同保険料は未納であったこと、及び同市が保管する夫婦に係る同名簿によれば、妻の 40 年度の同保険料は当該年度ではなく、夫婦が 42 年度の同保険料を昭和 42 年 4 月 28 日付けで前納した後の同年 5 月 8 日付けで過年度納付されていることが確認できるため、夫婦は昭和 40 年度の同保険料について現年度に一切納付しないまま、過年度の同保険料である 39 年度の分のみを昭和 40 年 8 月に過年度納付したとは考えにくいことから、申立人は妻と共に同保険料を納付してはいなかったと考えられること。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の②のうち昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたものと認められるところ、申立人は、申立期間のうち平成9年8月から同年12月までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を10年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月31日から11年9月1日まで

私は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていた給与明細書があるので、厚生年金保険の未加入期間となっている申立期間について、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書及び雇用保険の記録により、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間のうち平成9年8月から同年12月までの厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、当時の厚生年金保険法の定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立

人の平成9年8月から同年12月までの保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成10年1月から11年8月までの期間の事業主による申立人の厚生年金保険料の控除については、当該期間の給与明細書において厚生年金保険料が控除されておらず、このほか、当該期間の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、これを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 1 日から 40 年 6 月 15 日まで

私は、平成 14 年に年金の受給手続のため社会保険事務所を訪れた際に、初めて申立期間に係る厚生年金保険の脱退手当金を受給していることを知った。その後、平成 20 年に年金問題が話題になり、改めて社会保険事務所を訪れ、申立期間に係る脱退手当金の請求書を見せてもらったが、私の書いた字では無かった。また、私は、会社を退職したのは昭和 39 年 12 月末と記憶しているのに、社会保険庁の記録では 40 年 6 月 15 日に会社を退職したことになることにも納得がいかない。

私は、申立期間に係る脱退手当金を請求した覚えも無く、受給もしていないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び脱退手当金裁定請求書を調べると、申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓で請求されているが、申立人は昭和 40 年 4 月 13 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。また、社会保険庁の管理するオンライン記録も現在に至るまで氏名変更処理がなされていない。

さらに、申立人が勤務していた申立事業所に係る社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後で管理されている女性 41 人のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 40 年 6 月 15 日の前後 2 年以内に資格喪失した同僚 11 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、退職後 6 か月未満で再就職している者等の 9 人を除いた脱退手当金の支給対

象とみられる者は2人いるが、いずれも脱退手当金の支給記録は無く、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いと考えられる。

加えて、社会保険庁の記録では申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日は昭和40年6月15日となっているが、申立人は申立事業所を退職したのは39年12月末と主張している。これについては、i) 申立人の同僚から「申立人は結婚するために退職し、私は40年3月に行われた申立人の結婚式に出席しており、申立人はその前に会社を辞めたと記憶している。」との証言があること、ii) 社会保険庁のオンライン記録に、平成14年9月19日に昭和40年1月から同年5月までの国民年金保険料が還付されている記録があることから、申立人は40年1月の時点で申立事業所を退職し、国民年金に加入すべき状況にあったと考えられ、申立事業所における申立人の厚生年金保険被保険者期間の取扱いが適切ではなかった状況も見受けられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

福島国民年金 事案 484

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 1 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から 45 年 3 月まで

父が交通事故に遭ったため、私は昭和 41 年 12 月に会社を辞め、A市の実家に帰ることになった。同市に帰郷した直後の 42 年 1 月に市役所に出向き、国民年金被保険者資格を取得したのに、申立期間の国民年金保険料が納付されていないとは驚きだ。国民年金は国の定めたことなのでしっかり納付した。31 年も前のことで、領収書等は全く無く、59 年 1 月に私の家が火災で全焼したため年金手帳も何も残っていない。

国民年金保険料の納付については、隣組の納税組合を通じて、父親の分と一緒に納めていた。組合長さんの家に毎月現金を持って行き、組合長さんは納期ごとに納付し、年末に精算していたのだと思うが、定かではない。他の組合員の人たちのほとんどが現在は引っ越し等でいなくなってしまうしており、納税組合の詳細についてははっきりとは分からない。

氏名の読み間違いによって、申立期間の国民年金の記録が誤って登録されているかもしれないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 46 年 2 月 10 日付けで払い出されていることが確認でき、この時点で申立期間のうち 42 年 1 月から 43 年 12 月までは時効により国民年金保険料が納付できない期間となっている。さらに、申立期間のうち 44 年 1 月から 45 年 3 月までの同保険料は、同手帳記号が払い出された時点で過年度の保険料となるため、納税組合を通じて納付することはできず、社会保険事務所へ同保険料を過年度納付した形跡もうかがわれない。

また、次の理由により、申立人が所属していた納税組合が国民年金保険料

の納付を取り扱うことになった時期は、申立人とその両親の同保険料の同日納付が確認できる昭和46年度以降であると推測され、申立期間については納税組合を通じて同保険料を納付していなかったと考えられる。

- 1 A市が保管する申立人及びその両親に係る国民年金被保険者名簿により、昭和45年度の申立人の国民年金保険料は昭和46年3月8日付けで一括納付され、四期の納期に分けて納付されている両親の納付日とは異なっていることが確認できることから、次年度の昭和46年度から、申立人は納税組合を通じて同保険料を納付することとなったため、前の年に国民年金に加入し、同市で納付できる45年度の同保険料を加入後に一括して納付したとも考えられること。
- 2 申立期間における申立人の両親の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の同保険料が納税組合を通じて納付されていたのであれば、申立人の分のみを除いていたこととなり、不自然であること。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の氏名の音訓別読み名及び類似名によって氏名検索を行ったところ、申立人の氏名は正しい読み方を含め音訓別読み名及び類似名による複数の読み方で登録されていた形跡はあるが、既に申立人の年金記録に統合されており、申立人のものと認められる新たな未統合記録は見当たらなかった。

加えて、申立人はA市で国民年金の加入手続を行ったのは、同市に転入直後の昭和42年1月であったことに間違いないと主張しているが、同市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿から、同名簿は46年2月10日に社会保険事務所から払い出された国民年金手帳記号番号を基に作成されていることが確認できる上、申立人に係る戸籍の附票及び申立人への聴取結果によると、申立人は41年12月に同市に帰郷して以来、同市から転出したことが無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は無かった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 63 年 6 月までの期間及び平成 2 年 1 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 63 年 6 月まで
② 平成 2 年 1 月から同年 10 月まで

私は、昭和 55 年 3 月で会社を退職した時、国民年金に加入しなければならないと思い、自宅に来た市役所職員に国民年金の加入手続をした。

申立期間の国民年金保険料が未納や免除になっているが、毎月銀行から口座振替で夫婦の同保険料を納付していたので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間の①及び②について、申立人は、毎月申立人の預金口座から口座振替で国民年金保険料を納付していたと主張していることについて、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録を調べたところ、申立期間の①と申立期間の②の間の昭和 63 年 7 月から平成元年 12 月までの期間のうち、国民年金保険料が納付されている 17 か月は、口座振替によらず過年度保険料で納付されていることから申立人の主張と符合しない。

また、申立期間の①について、申立人が国民年金保険料の口座振替の手続をした時期は確認できないが、申立人及び申立人の妻の市県民税の口座振替が開始された時期は市役所の回答により、昭和 62 年 2 月であることが確認でき、申立人は市県民税と同保険料の口座振替の手続を同時に行ったと述べていることから、申立期間の①のほとんどは口座振替により納付できない期間である。

さらに、申立期間の①について、前述の過年度保険料により納付された期間のうち、昭和 63 年 7 月から同年 9 月までの 3 か月は国民年金保険料の時効間際の平成 2 年 10 月 30 日に過年度納付されていることが確認できることから、未納になっていた期間のうち納付できる期間を同日から納付したと考えることができる。

申立期間の②について、申立人が昭和 63 年 7 月からの未納保険料の納付を開始したのは前述のとおり平成 2 年 10 月 30 日であり、また、社会保険庁のオンライン記録で確認できる、申立人が初めて現年度の国民年金保険料を納付したのは同年 11 月 30 日であることから、申立人は同年 10 月ごろから国民年金保険料の納付を開始したものと考えることができ、申立期間の②当時は国民年金保険料を納付していなかったものと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 63 年 6 月までの期間及び平成 2 年 1 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 63 年 6 月まで
② 平成 2 年 1 月から同年 10 月まで

夫は、昭和 55 年 3 月で会社を退職した時、国民年金に加入しなければならないと思い、自宅に来た市役所職員に私の国民年金の加入手続をした。

申立期間の国民年金保険料が未納や免除になっているが、毎月夫の銀行預金から口座振替で夫婦の同保険料を納付していたので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間の①及び②について、申立人は、毎月夫の預金口座から口座振替で国民年金保険料を納付していたと主張していることについて、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録を調べたところ、申立期間の①と申立期間の②の間の昭和 63 年 7 月から平成元年 12 月までの期間のうち、国民年金保険料が納付されている 17 か月は、口座振替によらず過年度保険料で納付されていることから申立人の主張と符合しない。

また、申立期間の①について、申立人の夫が国民年金保険料の口座振替の手続をした時期は確認できないが、申立人及び申立人の夫の市県民税の口座振替が開始された時期は市役所の回答により、昭和 62 年 2 月であることが確認でき、申立人の夫は市県民税と同保険料の口座振替の手続を同時に行ったと述べていることから、申立期間の①のほとんどは口座振替により納付できない期間である。

さらに、申立期間の①について、前述の過年度保険料により納付された期間のうち、昭和63年7月から同年9月までの3か月は国民年金保険料の時効間際の平成2年10月30日に過年度納付されていることが確認できることから、未納になっていた期間のうち納付できる期間を同日から納付したと考えることができる。

申立期間の②について、申立人が昭和63年7月からの未納保険料の納付を開始したのは前述のとおり平成2年10月30日であり、また、社会保険庁のオンライン記録で確認できる、申立人が初めて現年度の国民年金保険料を納付したのは同年11月30日であることから、申立人は同年10月ごろから国民年金保険料の納付を開始したものと考えることができ、申立期間の②当時は国民年金保険料を納付していなかったものと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 487

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 12 月に A 社を退職した後、B 町役場で国民年金の加入手続をした。その後、58 年 1 月に C 県 D 市にある E 社へ勤務するために転居し、年金手帳は同事業所に入社と同時に事業主に預けていたため、入社から 60 年 3 月に同事業所を辞めるまで、厚生年金保険料が給料から天引きされていたと思っていた。

障害年金の申請をするため、社会保険事務所に年金記録を照会したところ、申立期間は国民年金の被保険者期間であり、国民年金保険料が未納となっているとの回答があったので、同事業所に勤務していた期間の国民年金保険料が未納となっていることについて調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は E 社に入社と同時に年金手帳を事業主に預けたと述べており、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと考えていたため、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間当時における納付状況等の詳細は不明である。

また、申立人は国民年金の加入手続を D 市へ転居する昭和 58 年 1 月以前に B 町役場で行ったと主張しているが、申立人は D 市へ転居した後の 58 年 2 月で 20 歳になるため、制度上、これ以前に国民年金被保険者とはなり得ない。

さらに、F 社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に係る国民年金手帳記号番号が昭和 60 年 1 月 8 日に払い出されていることが確認でき、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、D 市が保管している国民年金被保険者収納リストによれば、申立

人がE社に勤務していたとする期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料が 59 年 12 月に納付されていることが確認できるものの、申立人は同保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと述べていることから、同保険料は事業主が代理で納付していたものと考えられ、申立人もその可能性はあると述べている。

そのほか、申立人又は事業主が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細、家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の同保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 56 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 56 年 6 月まで

申立期間に係る私の国民年金保険料に関しては、元妻が納付又は免除申請を行っていたはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に国民年金保険料を納付していたこと、又は免除されていたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、また、申立人自身は申立期間に係る国民年金の加入手続及び同保険料の納付に関与していない。

また、A市が作成し、社会保険事務所に移管した申立人及びその元妻に係る国民年金被保険者名簿には、申立期間に国民年金保険料を納付又は申請免除の手続を行った記録は無い上、国民年金保険料検認記録には夫婦が揃って未納である旨が記載されている。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人及びその元妻に係る国民年金被保険者台帳によれば、申立期間に国民年金保険料を未納であることが確認できるとともに、昭和 52 年度から 56 年度の同保険料について、過年度分の納付書を発行するために管理カードが作成されたことを示す「カード作成」のゴム印が押されている。

加えて、社会保険庁が管理するオンライン記録によって、申立人とその元妻の国民年金保険料の納付状況を調査したところ、夫婦共に国民年金に強制加入となった昭和 52 年 8 月から平成 8 年 2 月までの期間において、納付済期間、未納期間、申請免除期間、申立人が厚生年金保険被保険者となった際に元妻が第 3 号被保険者へ種別の変更をしていることなど、夫婦の年金加入記録は連動しており、不自然さはいかたがえなない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年から 1 年間
② 昭和 39 年から 1 年間
③ 昭和 40 年から 1 年間
④ 昭和 43 年から 1 年間

申立期間の①については、A社で同社のトラックに乗り、配達を担当しており、申立期間の②については、B社で調理員として働いていた。

また、申立期間の③当時は、C社の洋食部に勤務し、申立期間の④当時は、D社で営業を担当し、トラックでパンを配達していた。

申立期間の①から④において勤務したそれぞれの会社は、創業当時から厚生年金保険に加入していたということであり、私も加入していたはずなので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①について、申立人から提出された写真からA社に勤務していたことは推認できるが、申立人は、E地震が起きた日に「C社で働いていた」と述べていることから、A社が厚生年金保険の適用事業所となった39年8月に、既にA社を退職していたと考えられる。また、A社で厚生年金保険に加入している複数の同僚に照会しても、申立人を記憶している者はおらず、申立人の同社における在籍期間を明らかにすることはできなかった。

申立期間の②について、申立人から提出された慰安旅行時の写真及び同僚の証言から申立人がB社に勤務していたことは推認できるものの、在籍期間を特定することはできず、申立人と同じ仕事内容だった同僚の証言から、同社では入社時に必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

申立期間の③について、C社に保管されている旧従業員名簿から、申立人は、昭和40年から1年間ではなく39年に、同社の「調理見習い」として3か月勤務していたと認められる。しかし、同社に保管されている同名簿から「調理見習い」として雇用されている者9名の厚生年金保険の加入状況を調べると、厚生年金保険に加入している者はすべて雇用期間が3か月を超えており、また、申立人と同じく雇用期間が3か月の者が同社では厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

申立期間の④について、D社で厚生年金保険に加入している者9名に照会しても、申立人について記憶している者は無く、申立人の同社に係る在籍を明らかにすることはできなかった。

なお、申立期間の①、②及び④について、それぞれの申立事業所は申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の在籍を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間の①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 39 年 4 月から 40 年 1 月まで
③ 昭和 54 年 8 月から 55 年 8 月まで

私は、昭和 37 年 5 月から A 県 B 市にあった C 社に D 市で現場採用され、国道 E 号線 F トンネル工事の土砂運搬の仕事をした。また、39 年 4 月から友人の紹介で、G トンネル工事の土砂運搬の仕事をした。現場では、H 班に所属し、日給制の 12 時間体制で勤務した。さらに、54 年 8 月から I 社（もしくは J 社）に入社し、K 線 L トンネル工事でコンクリート工事の鉄筋加工の仕事をした。

申立期間の①、②及び③について、私は、それぞれの申立事業所を退職後、失業保険の給付を受けた記憶があり、厚生年金保険にも加入していたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①、②及び③について、申立人は失業保険の給付を受けた記憶があることから、厚生年金保険にも加入していたと思うと主張しているが、申立人はそれぞれの申立事業所や申立期間の記憶が曖昧である上、給与から厚生年金保険料が控除されていたとの記憶も定かでない。

申立期間の①については、所在地が B 市にあったとする C 社について、社会保険事務所が保有する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録を調べたところ、当該事業所の記録は無く、管轄の法務局においても商業登記の記録は見当たらない。

また、前述のオンライン記録により、所在地が A 県内にある C 社を調べたところ、県内に 2 社あることは確認できたものの、申立期間の①当時はそれ

それほかの事業所名称であり、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においても申立人及び同僚と思われる氏名は確認できなかった。

さらに、国道E号線Fトンネル工事の請負元となったM社に下請事業所であるC社に関する情報を照会したが、M社は、申立期間の①当時の下請事業所に関する資料は残っていないと回答しており、また、申立人はC社の事業主及び同僚の氏名についての記憶は曖昧であることから、当該事業所の状況及び申立人の勤務期間等について確認することができない。

申立期間の②については、前述のオンライン記録により申立人が上司と述べているH班の班長に係る記録を調べたところ、N社G出張所で厚生年金保険に加入していることが確認できたことから、社会保険事務所が保管しているN社G出張所に係る厚生年金保険被保険者原票を調べたが、当該期間において、申立人及び同僚の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人が当該期間に厚生年金保険の被保険者となった形跡は見当たらない上、H班の班長は既に亡くなっており証言は得られない。

また、N社について、後継会社のO社に照会したところ、N社の書類は引き継いでいないと述べており、N社の詳細は確認できなかった。なお、N社本社に係る厚生年金保険被保険者名簿を調べても、申立期間の②に申立人及び同僚の氏名は確認できなかった。

申立期間の③については、申立人の雇用保険の加入記録から所在地がD市にあったI社について、前述のオンライン記録を調べたところ、I社は昭和45年3月に全喪（全員喪失）していることから、当該期間は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、同僚も当該期間当時は厚生年金保険に加入していない。

また、申立期間の③当時、I社の取締役をしていた関係者に聴取したところ、「会社は雇用保険及びP国民健康保険組合に加入していたが、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と述べている。

なお、J社についても前述のオンライン記録を調べたところ、同社は平成5年5月に厚生年金保険の適用事業所になっているが、申立期間の③当時は適用事業所になっていない。

このほか、申立人の申立期間の①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び関連事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和16年1月から17年夏ごろまで
② 昭和17年夏ごろから18年12月まで
③ 昭和19年夏ごろから同年冬ごろまで

私は、昭和16年から17年夏ごろまでA町のB社C事業所に勤務した。また、17年夏ごろからA町のD社に勤務したが、同社は町内のE社に政府の命令により吸収合併され、新たに軍需工場となったF社に勤務した。さらに、19年の夏から同年冬までG半島に所在するH社I缶詰工場で缶詰製造に従事したので、厚生年金保険の被保険者だったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①のうち昭和16年1月から17年5月までについては、厚生年金保険の前身である労働者年金保険が発足する前の期間である。

また、昭和17年6月から同年夏までの期間については、社会保険事務所が保管するB社C事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿を調べたところ、16年2月から17年8月までに健康保険及び労働者年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、申立人が厚生年金保険の被保険者となった形跡は見当たらない。

申立期間の②については、D社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和24年10月1日以前の期間である。

また、昭和17年夏ごろから18年9月19日までについては、E社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和18年9月20日以前の期間である。

さらに、社会保険事務所が保管するE社及びF社の健康保険労働者（厚生）年金保険被保険者名簿を調べたところ、申立人の氏名は無く、申立人が厚生年金保険の被保険者となった形跡は見当たらない。

加えて当該事業所で一緒に働いたとする同僚については既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況については聴取できなかつた。

申立期間の③については、申立事業所の本社に当たるJ社に照会したところ、そのグループ会社のK社から「昭和16年の従業員名簿によると『I工場』と記載されたL支社の社員がいる」との回答があつたことから、社会保険事務所が保管するH社L支社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿を調べたところ、19年1月から同年12月までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、申立人が厚生年金保険の被保険者となつた形跡は見当たらない上、社会保険庁のオンライン記録を調べても、当該事業所において厚生年金保険に加入した記録は確認できなかつた。

また、「弟と一緒に当該事業所で働いた」との申立てがあつたことから、同様に同名簿を調べたところ、申立人の弟の氏名は無く、社会保険庁のオンライン記録を調べても、当該事業所において厚生年金保険に加入した記録は確認できなかつた。

このほか、申立期間の①、②及び③において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 10 月から 15 年 3 月まで
② 平成 15 年 8 月から 16 年 7 月まで

私は、A社に、平成 13 年 10 月から 16 年 7 月まで継続して勤務し、学校及び病院で警備の仕事をしていた。

厚生年金保険の加入記録は、平成 15 年 4 月 1 日から同年 8 月 28 日までの期間のみであるが、申立期間の①及び②についてA社から給料が振り込まれたことが確認できる預金通帳の写しがあるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によれば、申立人は平成 15 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 8 月 28 日に資格を喪失していることが確認でき、社会保険庁のオンライン記録と一致している。加えて、社会保険庁のオンライン記録を確認したが、申立期間の①及び②において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人が当該期間に厚生年金保険の被保険者となった形跡は見られない。

また、申立人の厚生年金保険の加入状況を照会した結果、申立事業所は「Bさんは平成 13 年 10 月に当社に入社した。パート勤務であったが、本人の希望により 15 年 4 月に厚生年金保険に加入した。同年 8 月 27 日に当社を退職し、その時に厚生年金保険の被保険者の資格も喪失した。Bさんから再び当社で働きたいという申出があり、パート勤務として同年 9 月から 16 年 7 月 31 日まで勤務したが、その期間は厚生年金保険には加入していない。」と

回答している。

さらに、申立人が居住していたC市役所に申立人の国民健康保険の加入記録を照会したところ、申立期間の①及び②については国民健康保険に加入していることが確認できた上、申立人は「申立期間当時、白内障で病院に通院した記憶がある。」と述べていることから、受診したD病院に照会したところ、申立期間の①及び②については国民健康保険で受診していることが確認できた。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 3 月から同年 10 月まで

私の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。

申立期間については、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、申立人と同時期に申立事業所に入社し、一緒に働いていたという同僚からの証言により推認することができる。

しかしながら、申立事業所は昭和 12 年に設立されているものの、厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間以後の 37 年 10 月 1 日であり、申立期間において、申立人が厚生年金保険の被保険者となることはできない上、同僚に聴取しても厚生年金保険の加入状況についての証言は得られなかった。

また、申立事業所は、昭和 50 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立事業所から申立人に係る勤務状況や厚生年金保険等の加入の実態を確認できる関連資料を得ることはできなかった。

なお、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年4月1日まで

私は、昭和26年4月1日から30年4月30日までA社に勤務していたが、社会保険庁の厚生年金保険の加入記録は27年4月1日に資格取得となっている。申立期間当時、厚生年金保険料を事業主から控除されていた事実を確認できる資料はないが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社で一緒に勤務していた同僚の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認されるものの、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無く、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者となった形跡は見当たらない。

さらに、複数の同僚の証言から、当該事業所では必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らないことがうかがえ、申立人についても一定期間経過後に厚生年金保険に加入させたことが推認できる。

加えて、A社の後継会社であるB社に対し、申立人の申立期間に係る人事記録、賃金台帳など申立人の勤務状況や厚生年金保険等の加入状況を確認できる関連資料の提出を求めたが、記録は保存されておらず、申立人に係る勤務状況や厚生年金保険等の加入の実態を確認できる関連資料を得ることはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から25年11月1日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。
申立期間については、A病院に申立期間以降と同じ労働条件で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された労働者名簿の記録及び辞令証明書により、申立人が申立期間において看護師として同事業所に勤務していることが確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管しているA病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者となった形跡は見当たらない。

さらに、申立事業所は昭和19年6月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっているが、前述の同名簿によれば、医院長をはじめ、申立人以外の看護師についても、昭和25年11月1日まで厚生年金保険の資格を取得していないことが確認できるが、その理由について、申立事業所及び関連団体は不明であると回答している。また、当時の同僚に申立期間以前に厚生年金保険の資格を取得していなかった理由について聴取しても不明と回答している。

加えて、申立人は申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶は無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月から41年8月まで

私の厚生年金保険の加入期間について、A社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いことが分かった。申立期間については、B社において厚生年金保険に加入していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和41年9月1日であり、また、申立事業所に適用事業所となった時期を照会したところ、オンライン記録と同様、41年9月1日であるとの回答があったことから、申立期間において、申立事業所は適用事業所とはなっていなかったことが確認できる。

また、申立人に係るオンライン記録によれば、申立人は申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。